

遺言書保管事実証明書の交付の請求方法

<p>請求人</p>	<p>法定相続人、遺言書に記載された受遺者及び遺言執行者 (以下合わせて、「関係相続人等」という。)</p> <p>※請求は、遺言者の死亡後に限ります。 ※任意代理は認められていません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>相続財産管理人、相続人の不在者財産管理人の方が 請求する場合は、こちら≫</p> </div>
<p>請求できる 遺言書保管所</p>	<p>全国すべての遺言書保管所</p>
<p>必要書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>具体例は こちら≫</p> </div>	<p>①遺言書保管事実証明書の交付請求書 (1通: 800円/収入印紙)</p> <p>②遺言者が死亡したことを確認できる書類 例: 死亡の記載のある戸籍(除籍) 謄本や住民票の除票</p> <p>③請求人の住民票</p> <p>④受取方法に応じて、以下の書類が必要です。 【窓口での受取】 請求人の顔写真付き官公署発行の身分証明書(有効期限内のもの) 【郵便での受取】 請求人の住所氏名を記載した返信用封筒(切手要)</p> <p>⑤請求人に応じて、以下の追加書類が必要です。 【相続人が請求人となる場合】 遺言者の相続人であることが確認できる戸籍謄本 【法人が請求人となる場合】 法人の代表者事項証明書(発行日から3か月以内のもの) 【法定代理人が請求する場合】 親権者・・・戸籍謄本 (発行日から3か月以内のもの) 後見人等・・・登記事項証明書 (発行日から3か月以内のもの)等</p>

窓口での受取を希望される場合は、予約が必要です。

①法務局手続案内予約サービスの専用HP≫

②窓口・電話による予約

手続を行う法務局(遺言書保管所)に窓口または電話でお申し込みください。

※受付時間は平日8時30分から17時15分まで

(土・日・祝日・年末年始は除く。)

※電話番号・所在地は[こちら](#)≫

